

## 平成 22 年 6 月 30 日課法 2-1 「法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」正誤表

## 第 1 法人税基本通達関係

区 分	正	誤	内 容
P 26 下から 1 行目 (改正前の 2-3-42)	評価益又は評価損の額に相当する金額	評価益又は評価損の額	改正箇所を特定
P 26 下から 2 行目 (改正後の 2-3-42)	評価益又は評価損に相当する金額	評価益又は評価損	
P 30 上から 2 行目 (改正後の 3-1-9)	令第 22 条の 2 (完全子法人株式等の範囲)	令第 22 条の 2 (完全子会社株式等の範囲)	「子会社」を「子法人」に訂正
P 56 下から 5 行目 (改正後の 12 の 4-1-1)	法人 (普通法人又は協同組合等に限る。以下この章において同じ。) が	法人が (普通法人又は協同組合等に限る。以下この章において同じ。)	「が」の位置を訂正
P 65 下から 2 行目 (改正前の 16-3-20)	被合併法人等が	被合併法人等から	「から」を「が」に訂正
P 65 下から 1 行目 (改正後の 16-3-20)	同じ。) が	同じ。) から	

## 第 2 連結納税基本通達関係

区 分	正	誤	内 容
P 85 下から 9 行目 (改正後の 1-2-2)	(5) 株式交換	(5) 株式交換	「(5)」に下線
P 92 上から 5 行目 (改正後の 1-6-11)	第 62 条の 5 第 2 項	法第 62 条の 5 第 2 項	「法」を削除
P 92 上から 8 行目 (改正後の 1-6-11)	第 62 条の 5 第 3 項	法第 62 条の 5 第 3 項	
P 98 下から 4 行目 (改正前の 2-3-38)	評価益又は評価損の額に相当する金額	評価益又は評価損の額	改正箇所を特定
P 98 下から 5 行目 (改正後の 2-3-38)	評価益又は評価損に相当する金額	評価益又は評価損	
P 118 上から 4 行目 (改正前の 11-1-1)	連結欠損金額に相当する金額	連結欠損金に相当する金額	「額」を挿入
P 118 上から 4 行目 (改正後の 11-1-1)	連結欠損金額に相当する金額	連結欠損金に相当する金額	
P 132 上から 4 行目 (改正前の 14-3-10)	令第 57 条 (耐用年数の短縮)	令 57 条 (耐用年数の短縮)	「第」を挿入
P 132 上から 4 行目 (改正後の 14-3-10)	令第 57 条 (耐用年数の短縮)	令 57 条 (耐用年数の短縮)	